

1) 騒音に関する届出

GHPを含め、騒音を発生する施設を設置する場合などには届出が必要です。
 規制内容等は各地方自治体により異なるため、詳細はそれぞれの自治体へご確認ください。

(1) 騒音規制法<抜粋>

(目的)

第1条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(特定施設の設置の届出)

第6条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
2. 工場又は事業場の名称及び所在地
3. 特定施設の種類ごとの数
4. 騒音の防止の方法
5. その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

(2) 代表都市の騒音規制基準<抜粋>

<東京都>

出典:東京都環境局ホームページ(2016年9月現在)

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/noise_vibration/rules/nr_law_standard.html

	区域の区分 当てはめ地域	時間の区分			
		朝	昼間	夕	夜間
		6時～8時	8時～19時	19時～23時	23時～6時
第1種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種低層住居専用地域 ・ 第2種低層住居専用地域 ・ AA地域 清瀬市松山3丁目 竹丘1丁目及び3丁目の一部 ・ 前号に接する地先及び水面 	40デシベル	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種中高層住居専用地域 ・ 第2種中高層住居専用地域 ・ 第1種住居地域 ・ 第2種住居地域 ・ 準住居地域 ・ ※₂第1特別地域 ・ 無指定地域(第1、第3、第4種区域を除く。) 	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第3種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣商業地域(第1特別地域を除く。) ・ 商業地域(第1特別地域を除く。) ・ 準工業地域(第1特別地域を除く。) ・ ※₂第2特別地域 ・ 前号に接する地先及び水面 	55デシベル	60デシベル	←20時 55デシベル	50デシベル
第4種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業地域(第1、第2特別地域を除く。) ・ ※₂第3特別地域 ・ 前号に接する地先及び水面 	60デシベル	70デシベル	60デシベル	55デシベル

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校(幼稚園を含む)、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域を除く)における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。

※₁ AA地域の指定:平成12年3月31日都告示第420号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)

※₂ 特別地域特別地域:2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲

<大阪府>

出典:大阪府ホームページ(2016年9月現在)

http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/koujou.html

工場や事業場から発生する騒音や振動には「規制基準」が定められています。

工場及び事業場は、その敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。(騒音規制法第4条、振動規制法第4条、大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下、条例という。)第84条)

騒音に係る規制基準

区域の区分	朝(午前6時から午前8時)、夕(午後6時から午後9時)の基準値	昼間(午前8時から午後6時)の基準値	夜間(午後9時から翌日午前6時)の基準値
第1・2種低層住居専用地域	45デシベル	50デシベル	40デシベル
第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など	50デシベル	55デシベル	45デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域など	60デシベル	65デシベル	55デシベル
工業地域、工業専用地域など	65デシベル	70デシベル	60デシベル
工業地域、工業専用地域などで学校・病院等の周辺など	60デシベル	65デシベル	55デシベル

<名古屋市>

出典:名古屋市ホームページ(2016年9月現在)

http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-19-11-0-0-0-0-0-0.html

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
第2種区域 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60デシベル	55デシベル
第4種区域 工業地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

一 第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

二 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。ただし、一の適用を受ける地域を除く。

2) 高圧ガス保安法

高圧ガス保安法第5条の規定により、法定冷凍能力20トン以上50トン未満の冷凍・空調機器を設置運転（高圧ガスの製造という）する場合、冷凍／冷房機の利用者が運転開始の20日前までに高圧ガス製造届書を所轄の都道府県庁に提出する必要があります。

(1) 高圧ガス保安法・高圧ガス保安法施行令<抜粋>

● 高圧ガス保安法<抜粋> (製造の許可等)

第五条

- 2 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、当該各号に定める日の二十日前までに、製造をする高圧ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン（当該ガスが前項第二号の政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三トンを超える政令で定める値）以上のものを使用して高圧ガスの製造をする者（同号に掲げる者を除く。） 製造開始の日

● 高圧ガス保安法施行令<抜粋>

第四条 法第五条第一項第二号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号及び同条第二項第二号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	法第五条第一項第二号の政令で定める値	法第五条第二項第二号の政令で定める値
一 フルオロカーボン (不活性のものに限る。)	五十トン	二十トン
二 フルオロカーボン (不活性のものを除く。) 及びアンモニア	五十トン	五トン

3) 冷媒ガス漏れへの安全対策

空調機を施設する部屋は、万一その室内に冷媒ガスが漏洩しても、冷媒ガスの濃度が限界濃度を超えないようにすることが必要です。社団法人日本冷凍空調工業会では、マルチ形パッケージエアコンの冷媒漏えい時の安全確保のための施設ガイドライン（JRA GL-13:2012）を定めており、その要点についてご紹介します。

(1) 施設ガイドラインの基本

マルチ形パッケージエアコンのシステムにおいて、システムに充てんされた全冷媒量(kg)を、そのシステムに接続された室内ユニットを設置した最も小さい居室容積(m³)で除した値は、表1 に定める冷媒の種類に応じたRCL 以下でなければならない(式(1)参照)

$$\text{システムに充てんされた全冷媒量(kg)} / \text{居室容積(m}^3\text{)} \leq \text{RCL} \dots\dots\dots (1)$$

表1 許容濃度と限界 単位 kg/m³

冷媒の種類	RCL	QLMV	ODL
R410A	0.39	0.42	0.42

(RCL : 密閉空間での冷媒限界濃度
 QLMV : 最低限の換気を伴う空間での冷媒限界濃度
 ODL : 酸素欠乏となる冷媒限界濃度)

(2) 冷媒漏えい対応フローチャート

本ガイドラインに沿った冷媒漏えい対応フローチャートを図1 (P.499) に示す。また、各冷媒種毎の特定システムの許容冷媒充てん量と必要な対策を図2、3 (P.500) に示す。

関連法規

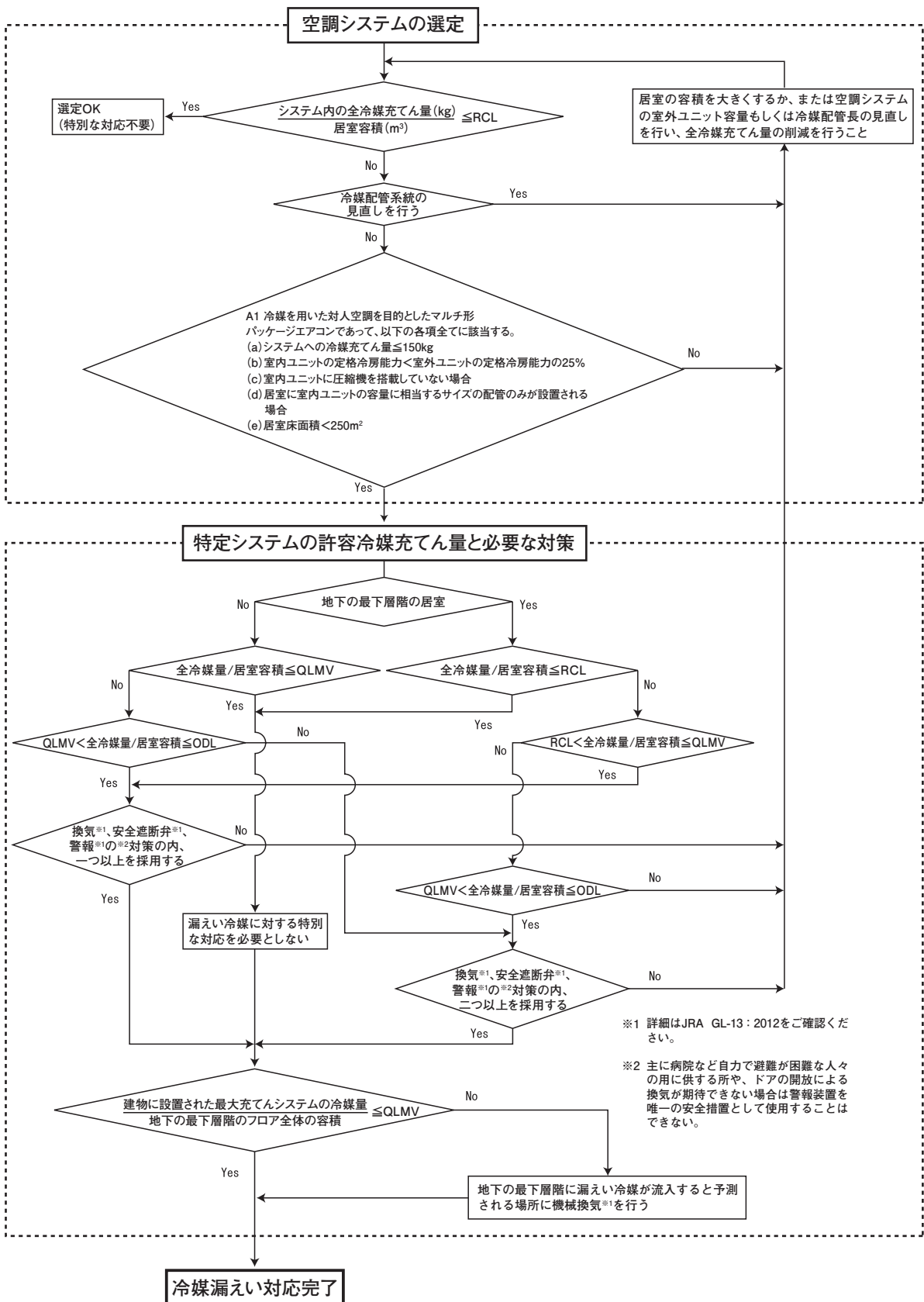


図1 冷媒漏えい対応フローチャート

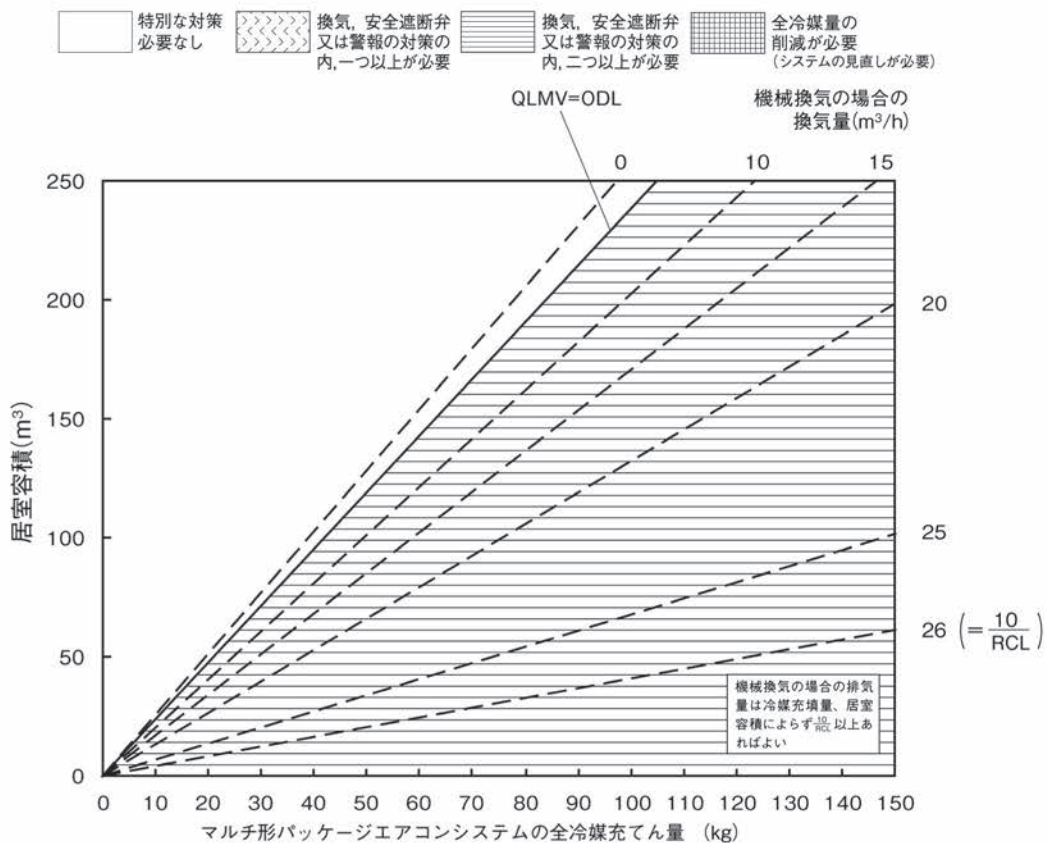


図2 特定システムの許容冷媒充てん量と必要な対策【R410A冷媒】
 <地下の最下層以外の場合>

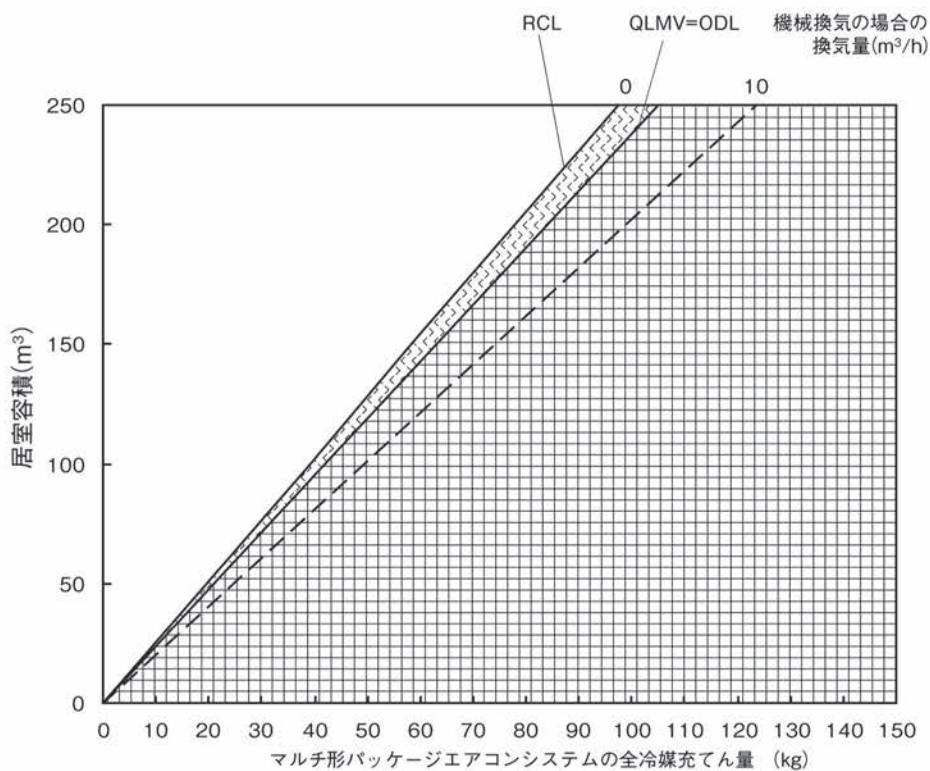


図3 特定システムの許容冷媒充てん量と必要な対策【R410A冷媒】
 <地下の最下層の場合>

4) GHPの設置届

各地方自治体の火災予防条例において、ヒートポンプ冷暖房機の届出に関する条文が定められており、燃料消費量が70kW以上のヒートポンプ冷暖房機を設置、使用する場合には、事前に届出が必要になります。ただし、一部自治体によっては届出範囲が異なることがありますので、詳細は各自治体にご確認ください。

●東京都火災予防条例<抜粋>

(火気使用設備等の設置の届出等)

第五十七条

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備(以下「火気使用設備等」という。)のうち次に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、当該工事に着手する日の七日前までに、規則で定めるところによりその旨を消防署長に届け出なければならない。

五 ヒートポンプ冷暖房機(入力が七十キロワット未満のものを除く。)